



島根県報

平成29年7月14日（金）

号外第86号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	（総 務 課）	2
職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	3

公布された条例等のあらまし

◇島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（規則第43号）

1 規則の概要

個人識別符号に係る文字、番号、記号その他の符号について定めることとした。（第1条の2関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第44号）

1 規則の概要

雇用保険法の基本手当に相当する失業者の退職手当の給付日数を延長して支給することができる者について定めることとした。（第5条の5関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第43号

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

島根県個人情報保護条例施行規則（平成14年島根県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（個人識別符号）

第1条の2 条例第2条第2号の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

(7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された知事が別に定める文字、番号、

記号その他の符号

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証

イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証

(8) その他前各号に準ずるものとして知事が別に定める文字、番号、記号その他の符号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第44号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条の4の次に次の1条を加える。

（条例第8条第10項第2号に規定する知事が別に定める者）

第5条の5 条例第8条第10項第2号アに規定する知事が別に定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第1条の2第2項に規定する職員（同項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、同法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの
 - (2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの
 - (3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの
- 2 条例第8条第10項第2号イに規定する知事が別に定める者は、前項第2号に定める者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。